

令和 6 年 6 月 10 日 議会運営委員会 議事録
10 時 00 分 開会

○出席委員 (6 人)

委員長 西村 一啓

副委員長 日域 究

委員 山代 英資、藤川 和弘、小田上 尚典、細川 雅子

議長 北地 範久

副議長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○西村委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

市長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要について説明をお願いいたします。

総務部長。

○三原総務部長 おはようございます。

それでは、議案の概要に沿って説明をいたします。

1 ページから行きます。1 番、報告第 2 号継続費繰越しの報告について（一般会計）です。

継続費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したものです。

大竹駅東西広場整備事業は、令和 4 年度から令和 7 年度の 4 か年の継続費を設定しており、令和 5 年度の予算のうち、3 億 6,484 万 7,400 円を令和 6 年度に逡次繰り越したものです。

続きまして、2 ページ、2 番、報告第 3 号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）でございます。

本議案は、補足資料として、繰越明許費繰越し説明書を提出しています。

公共施設照明設備 LED 化事業ほか、全 29 の事業の予算を、翌年度に繰り越したものです。

繰越しの理由は、関係者との調整に時間を要したものや、令和 6 年度までの 2 か年事業として計画していたものなど、事業ごとに異なりますが、詳細は補足資料を参照いただくこととして、本席での説明は割愛させていただきます。

続きまして、3 番、3 ページになります。報告第 4 号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）です。

継続費として複数年度にわたって実施する大竹下水処理場 2 系散気装置等改築更新工事など全 5 事業について、令和 5 年度の支出予定額のうち、支払い義務が生じなかったものを、それぞれ令和 6 年度に逡次繰り越ししたものです。

続きまして、4 番、報告第 5 号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計）でございます。

水道事業会計で 4 事業、工業用水道事業会計で 2 事業、公共下水道事業会計で 6 事業、いずれも建設改良費の予算を翌年度に繰り越ししたものです。

繰越しの理由は、関係者との調整に時間を要したもののや、材料の納期が遅れたものなど、事業ごとに異なりますが、議案の 17 ページ以降にあります別紙 1 から別紙 3 の予算繰越し計算書の右端の説明の欄に繰越しの理由を記していますので、そちらを御覧いただくこととして、本席での説明は割愛させていただきます。

4 ページに行きます。

続きまして、5 番、報告第 6 号大竹市土地開発公社の経営状況についてです。

最初に、事業概要です。令和 5 年度は、公有地処分事業用地のうち、国道 186 号線事業代替地の一部を 380 万 1, 110 円で売却し、大竹駅東口広場整備事業代替地の一部の土壤汚染調査を行いました。

次に、収益的収入及び支出です。

収入総額 1, 423 万 9, 748 円に対し、支出総額は、土地造成事業用地の亀居団地の評価替えに伴う評価損 4, 696 万 4, 115 円を含み、5, 846 万 8, 915 円となっています。収入・支出の差引きは、4, 422 万 9, 167 円の純損失となりました。

なお、財務諸表は、別紙の決算書を御参照ください。

続きまして、6 番から 8 番までの 3 件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分し、同条 2 項の規定により報告するものでございます。

初めに、6 番、報告第 7 号専決処分の報告について（工事施行協定の変更：大竹駅自由通路等の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事（市負担金額変更））です。

令和 6 年 3 月 11 日に議会の議決を得た、大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事の施工協定を変更したものです。

変更内容は、市負担金の額で、西日本旅客鉄道株式会社において、工事完了後に出来高及び設計数量を精査した結果、工事費が増額したことに伴うものです。

市負担金の額は、3 から 4 のとおり、53 万 9, 963 円増額し、18 億 2, 998 万 9, 220 円となっています。

専決処分の日は、6 のとおり、令和 6 年 3 月 29 日です。

5 ページです。

続いて、7 番、報告第 8 号専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（請負金額変更））です。

本件は、令和 5 年 9 月 27 日に議決を得た、大竹駅西口駅前広場整備工事の請負金額を、減額変更したものです。

理由は、本工事と同一工事区域内で施工中であった電線共同溝整備工事において湧水が発生したことに伴い、予定していた箇所まで電線共同溝が整備できなかったことに伴って、その完了後に本工事を実施する、縁石排水構造物舗装等の工事ができなくなったことによるものです。

変更後の請負金額は、5 から 6 のとおり、899万3,600円減額し、2 億979万6,400円となっています。

専決処分の日は、4 のとおり、令和 6 年 3 月 27 日です。

続いて、8 番、報告第 9 号専決処分の報告について（工事請負契約の変更：大竹駅西口駅前広場整備工事（履行期限変更））です。

本件は、さきの報告第 8 号と同じく、令和 5 年 9 月 27 日に議決を得た、大竹駅西口駅前広場整備工事の履行期限を変更したものです。

本工事で整備する大竹駅西口広場の歩道シェルターに納期の遅れが生じたことにより、材料の搬入時期と現場の状況を踏まえて、改めて工程を精査し、履行期限を 5 から 6 のとおり 3 か月延伸し、令和 6 年 10 月 31 日までとする変更契約を締結したものです。

専決処分は、4 のとおり、令和 6 年 5 月 7 日にしています。

6 ページです。

続きまして、9 番、認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

2 の専決処分した理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要があることによるものです。

緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したものです。

3 の改正の主な内容です。

初めに、市税の減免に関するもので、災害時における減免を念頭に、市長が必要と認める場合は、申請書がなくても減免が適用できるようにしたものです。

2 点目は、国の経済対策として実施される定額減税の実施に当たり、個人の住民税所得割額から定額減税額を控除する規定を設けるものです。

3 点目は、固定資産税関係の改正で、4 つございます。

1 つ目は、令和 6 年度の評価替えに伴う宅地等及び農地の負担調整の特例措置について、適用期限を 3 年延長します。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う景気対策として講じた特例措置は、適用年度の終了に伴い、削除します。

2 つ目は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者が、分譲マンションのような各戸区分所有者である場合の特例規定を新設いたします。

3 つ目は、企業主導型事業所内保育事業に係る特例措置の見直しにより、規定を削除いたします。

また、バイオマス発電設備に係る課税標準の特例割合を国の示す参酌基準のとおり、7

分の 6 と規定しました。

4 つ目は、用途が前年度と異なる宅地等について、当初から変更後の用途とみなす特例措置の適用期限を 3 年延長いたします。

4 点目として、関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理しています。

また、都市計画税条例においても、地方税法の改正による関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理しています。

本条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日です。

また、専決処分の日は、4 のとおり、令和 6 年 3 月 30 日です。

8 ページに移ります。

続きまして、10 番、認第 2 号専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号））でございます。

専決処分した理由は 2 のとおりで、大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和 6 年度当該会計予算の変更議決を必要としますが、緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものです。

3 の歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出それぞれ 7 億 1,294 万 3,000 円を追加し、予算総額を 15 億 1,345 万 9,000 円といたします。

歳出には、前年繰上充用金 7 億 1,294 万 3,000 円を計上し、歳入には、同額の土地売払収入を計上したものです。

また、4 の一時借入金の補正については、7 億 1,300 万円を追加し、一時借入金の最高額を 15 億 1,300 万円としたものです。

専決処分の日は、このとおり、令和 6 年 5 月 21 日です。

9 ページに移ります。

続きまして、11 番、議案第 37 号大竹市駐車場設置及び管理条例の制定についてでございます。

条例制定の理由は、1 のとおり、大竹駅周辺における自動車の使用者の利便及び道路交通の円滑化を図ることを目的に本市が駐車場を整備し、供用開始するためのものです。

条例本文は、2 のとおり、第 1 条から第 23 条で構成し、名称や位置、また、供用時間や料金、さらに指定管理者による管理などを定めています。

3 の附則では、施行期日を令和 6 年 10 月 1 日と定めるとともに、西口駐車場を加えることに関しては、令和 7 年 4 月 1 日からとしています。

また、指定管理者の指定等に関する準備行為は、公布の日から施行するとともに、施行日前においても行うことができるように定めております。

10 ページです。

続きまして、12 番、議案第 38 号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

本件は、令和 6 年 3 月定例会において議決をいただいた条例ですが、申し訳ございませんが、本条例の施行前に不備が判明いたしました。2 点の改正が必要となったものでござ

います。

1 点は、大竹駅の駐輪場には、通常の自転車等駐車場と道路附属物に当たる自転車駐車場という、根拠法が異なる 2 種類が存在することとなりましたので、種別を明示し、根拠法に応じた必要な改正を行います。

もう 1 点は、東口駐輪場の位置の表記に誤りがありましたので、修正をするものです。

施行期日は、3 のとおり、令和 6 年 9 月 1 日としております。

続きまして、13 番及び 14 番の 2 件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条により、2,000 万円を超える財産を取得することについて、市議会の議決を求めるものです。

まず、13 番、議案第 39 号です。

取得する財産は、(1) のとおり、高規格救急自動車（車両）1 台で、契約方式は 3 のとおり、一般競争入札です。

取得価格は、(4) のとおり、2,046 万円で、相手方は (5) のとおり、株式会社消防防災広島営業所で、納入期限は (6) のとおり、令和 7 年 3 月 31 日です。

11 ページです。

続きまして、14 番、議案第 40 号です。

取得する財産は (1) のとおり、救急用資機材一式で、議案第 39 号の車両に装備いたします。

契約方式は (3) のとおり、一般競争入札で、取得価格は (4) のとおり、2,433 万 240 円、相手方は (5) のとおり、海井医科器械株式会社で、納入期限は (6) のとおり、令和 7 年 3 月 31 日です。

続きまして、15 番、議案第 41 号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定でございます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 1 項の規定により、大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局として、木野郵便局を新たに指定するため、市議会の議決を求めるものです。

木野郵便局で取り扱う事務については、2 の (1) から (7) のとおりです。

取扱期間は、3 のとおり、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までで、当該期間が満了する 3 か月前までに、本市及び日本郵便株式会社いずれからも取扱いを廃止する意思表示がない場合は、さらに 1 年延伸し、以後も同様といたします。

12 ページです。

続きまして、16 番、議案第 42 号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更についてでございます。

平成 28 年 10 月 1 日から、大竹市の特定事務を取り扱う郵便局として指定している阿多田島郵便局の取り扱う事務の範囲を変更するため、市議会の議決を求めるものでございます。

2 のとおり、阿多田島郵便局でも、木野郵便局と同様の事務が取り扱えるように、事務の範囲を拡充いたしました。

取扱期間は、3 のとおり、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までで、議案第 41 号

と同様に、1年ごとに延伸する取扱いとしています。

続きまして、17番、議案第43号令和6年度大竹市一般会計補正予算（第1号）でございます。

1の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,985万3,000円を追加し、予算総額を172億377万8,000円とするとともに、地方債の補正をするものでございます。

詳細は、13ページの補正予算の内訳表で説明いたします。

表の左側に歳出を、その右側に歳入として、当該歳出に充当する財源を記載しています。

最初に、第2款総務費の協働のまちづくり推進事業は、市制施行70周年記念事業として執行予定の市民提案事業助成金を見込みに合わせて増額するものです。

同じく総務費の地域活動促進事業は、宝くじコミュニティ事業助成金を財源とする事業です。

市内の2自治会において事業が採択されましたので、集会所等で使用する備品等の整備に関して、320万円の補助金を計上するものです。

続きまして、第3款民生費は、令和6年4月から、阿多田保育園の休園に伴う予算の組替えとなります。

これまでに阿多田保育園に勤務していた保育士等を市で雇用するための費用を市立保育所等運営管理事業として612万8,000円計上するとともに、阿多田保育園運営管理事業における指定管理料などを、661万8,000円減額するものです。

続きまして、第4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業です。

今年度から定期予防接種に位置づけられた新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に関する経費で、一部財源として助成金を充てています。

1つ飛ばしまして、後飯谷水道施設改修補助事業は、後飯谷地区の渇水時の生活用水確保のため、水道施設改修補助金を271万3,000円計上しています。

本事業には、小方財産区からの繰入金100万円が充てられます。

1つ戻って、衛生費の省エネ家電買替支援事業及び、第7款商工費の中小企業経営安定支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に実施する事業です。

省エネ家電買替支援事業は、家庭におけるエネルギー負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電への買替えに関する補助金で5,071万円を、中小企業経営安定支援事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業等を支援するため、照明設備をLED照明へ切り替える事業への補助金を、2,000万円計上しています。

続きまして、第9款消防費の消防団資機材整備事業は、宝くじコミュニティ事業助成金を財源に、消防団のホースを整備する費用を計上しています。

続きまして、第10款教育費は、予定していた財源の変更に伴うもので、歳入のみの補正となっています。

国庫補助金の内示額に合わせて減額し、起債に切り替えています。

最後に、財源調整のため、歳入に財政調整基金繰入金を5,450万6,000円計上し、歳入歳出の合計は、ともに1億5985万3,000円となります。

ここで1点補足させていただきます。

障害者相談等の委託事業について、消費税非課税対象事業と誤認していた件に関する件です。

3月定例会で、重層的支援事業については課税事業であると判明した時期が遅かったため、当面は半期ごとの6か月で契約を締結し、6月定例会で消費税相当額を補正することとしておりましたが、補正予算は9月に提案することといたしましたので、お知らせをしておきます。

説明は以上でございます。議案の取扱いについて、よろしくお願いいたします。

○西村委員長 長時間、説明ありがとうございます。

ただいま、執行部から議案の説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局 それでは、議案の取扱いにつきまして、議事日程に沿って事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程は、申合せによりまして、執行部の説明者ごとに一括して行うこととなっております。

まず、報告第2号から議案第43号までの5件について一括上程し、提案理由の説明を受けます。

このうち、報告第2号、報告第3号及び報告第6号の3件につきましては、報告事項でございますので、質疑をもって終了となります。

認第2号については、専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

議案第43号は、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、報告第4号及び報告第5号の2件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受けます。

いずれも報告事項でございますので、質疑をもって終了となります。

次に、報告第7号から議案第40号までの7件について一括上程し、提案理由の説明を受けます。

このうち、報告第7号から報告第9号までの3件につきましては、報告事項でございますので、質疑をもって終了となります。

議案第37号及び議案第38号の2件につきましては、生活環境委員会へ付託し、議案第39号及び議案第40号の2件につきましては、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、認第1号から議案第42号までの3件でございますが、一括上程し、提案理由の説明を受けます。

認第1号につきましては、専決処分の承認を求めるものでございますので、質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

議案第41号及び議案第42号については、生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま、事務局から議案の取扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、本件の取扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 2、請願についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、提出のありました請願の取扱いについて、御説明申し上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願でございます。

提出者は、大竹市職員労働組合執行委員長、長戸宏樹氏でございます。

紹介議員は、山代議員、藤川議員、西村議員、日域議員の 4 名でございます。

請願の内容は、配付しております請願文書表のとおりでございます。

取扱いとしましては、令和 6 年請願第 1 号としまして、本会議初日に上程し、総務文教委員会へ付託と考えております。

請願が採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程し、即決と考えております。

慣例では、所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっておりますので、付託先の総務文教委員長が提出者に、生活環境委員長が賛成者にと考えております。

意見書案につきましては、請願文書表に添付しております意見書の案文を各会派にお持ち帰りの上、御調整いただきますようお願いいたします。

修正がございましたら、6 月 18 日火曜日、本会議の予備日の予定日になっておりますが、その日までに事務局に提出をしていただき、意見書の提出者及び賛成者で調整の後、本会議最終日への上程、採決と考えております。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま、事務局から請願の取扱いについての説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようでございますので、本件の取扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 3、一般質問についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 一般質問の在り方につきましては、この後、日程 6 で御協議いただくことになっておりますが、この場では、現行の運用に基づいて御説明をさせていただきます。

今回の一般質問は代表制を取っておりますので、複数会派の代表におかれましては発言時間が60分、その他の議員は30分となっております。

一般質問の通告は本日 9 時30分までとしておりましたが、通告議員は 8 名でございます。

発言順につきましては、本委員会終了後抽せんを行いますので、議長室にお集まりいただきますようお願いいたします。

また、一般質問のヒアリングにおきましては、具体的にお聞きになられたい内容を明らかにしておいていただきますよう、引き続きお願いいたします。

以上です。

○西村委員長 ただいまの説明について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑がないようですので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程 4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 6 月定例会の会期でございますが、6 月17日から 6 月28日までの12日間と考えております。会期日程の案を御覧ください。

本会議を 6 月17日月曜日に開会し、会期決定、一般質問、一般議案上程、請願上程と考えております。予備日は、翌18日でございます。

次に、付託されました議案の審査のための常任委員会の日程でございますが、19日の水曜日と、20日木曜日の 2 日間を予定しております。

慣例でいきますと、19日に総務文教委員会、20日に生活環境委員会になろうかと考えております。

なお、執行部から 6 月20日に生活環境委員協議会を開催する旨の依頼を受けており、その終了後、同政策研究会の開催が予定されております。

次に、特別委員会でございますが、6 月21日金曜日を予定しております。

10時から基地周辺対策特別委員会、以後、順次、広報広聴特別委員会、小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会を開催と考えております。

本会議最終日は 6 月28日金曜日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

請願が採択された場合は、追加日程として意見書案の採決を行い、6 月定例会の閉会と考えております。

日程につきまして御調整をお願いいたします。

○西村委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 質疑なしと認めます。

それでは、各委員長に日程の調整をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、お諮りをいたします。

会議につきましては、6月17日から6月28日までの12日間とし、6月17日月曜日10時から本会議、予備日を18日とします。

各常任委員会においては、6月19日水曜日10時から総務文教委員会を開催、6月20日木曜日10時から生活環境委員会を開催、その終了後、生活環境委員協議会を開催した後、生活環境委員政策研究会、6月21日木曜日10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、順次、広報広聴特別委員会、小方まちづくり特別委員会、議会のあり方調査研究特別委員会を開催し、本会議最終日は6月28日金曜日10時から開催、その終了後に総務文教委員協議会を開催ということでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程5、その他を議題といたします。

まず、発言通告についてでございますが、今定例会での発言通告に関して、連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、本会議及び常任委員会につきましては、速やかに事前通告をしていただきますよう御協力をお願いいたします。

期限を申し上げます。

6月17日の本会議につきましては、6月12日水曜日、19日と20日の常任委員会につきましては、6月14日金曜日まで、6月28日の本会議最終日については、6月25日火曜日、できましたら、いずれも午前中に事前通告を提出いただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

また、通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮、説明員の待機人数の縮減など、円滑な議会運営のためのものがございますので、できるだけ具体的な内容を記載していただきますようお願いいたします。

なお、委員会におきましては、審査の過程におきまして、説明の内容等によっては急遽追加での質問を必要とする場合もあらうかと思っておりますので、執行部には御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 ただいま事務局から、発言の通告に関して御協力の連絡がありました。引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましては、特に委員会では、審査の過程において、事前通告以外にも答弁等の対応をお願いすることもあるかと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

す。

発言通告については以上でございます。

続いて、全国市議会議長会及び中国市議会議長会の表彰について事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、表彰につきまして御説明いたします。

なお、現職の議員のみ御紹介とさせていただきます。

まず、4月23日に開催されました第154回中国市議会議長会定期総会におきまして、議員8年以上の表彰を、西村議員、北地議員が、議員16年以上の特別表彰を山崎議員が、議員20年以上の特別表彰を細川議員が受賞しております。

また、5月22日に開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、議員20年以上の特別表彰を細川議員が受賞しております。

本表彰につきましては、定例会の本会議初日の冒頭に伝達する慣例となっておりますので、6月17日に伝達するよう予定しております。

以上でございます。

○西村委員長 表彰の伝達が定例会の本会議初日に行われますので、お知りおきください。

続いて、事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

局長。

○山田議会事務局長 それでは、日程のほうには記載をしておりますけれども、議会での慣例及び申合せ事項に関しまして、3点ほど確認をお願い申し上げます。

まず、1点目、一般質問におけます参考資料の配布・掲示についてでございます。

参考のために資料を配布される場合は、本会議の3日前までに議長に申し出て許可を得る。また、その資料は必要最小限とするということになっております。

こちらの取扱いにつきましては、サイドブックスのほうにも掲載をしておりますので、いま一度御確認をいただきまして、適切に御対応いただきますようお願いを申し上げます。

2点目、マスクの着用についてでございます。

昨年5月から新型コロナウイルス感染症の対応が緩和されたことを受けまして、令和5年6月定例会から、マスクの着用については任意、個人判断ということにしているところでございます。この取扱いを当面変更するものではありませんが、御自身の体調、喉に違和感があるとか声が出にくいといった自覚症状等がある場合にはマスクを着用いただく等、予防の観点から御配慮をお願いいたします。

なお、発熱、頭痛などの感染が疑われる症状がある場合には、欠席届を提出の上、出席を控えていただく等の対応を、併せてお願いいたします。

最後に、クールビズ期間中の服装について、確認のためお伝えさせていただきます。

本市議会におきましては、5月1日から10月31日がクールビズの対象期間となっております。

本会議場はノーネクタイ可、上着着用、協議会・委員会等はノーネクタイ可、上着も不要となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員長 以上で、日程 5、その他を終了いたします。

ここからは委員のみの協議となりますので、執行部の皆様には退席をいただいても構いません。長時間お疲れさまでした。

続きまして、日程 6、一般質問の在り方についてを議題といたします。

このことについて、令和 6 年 5 月 21 日付で、会派市民の味方から、本議会への一般質問の回数制限の撤廃について申入れを受けております。

申入れの本文につきましては、サイドブックに掲載してありますが、内容について簡単に説明いたしますと、本市議会の一般質問の質問時間については、3 月議会定例会を除く 6 月、9 月、12 月定例会では、会派代表が 1 時間、それ以外は 30 分とし、その質問回数については 5 回までと申し合わせているところでございます。

このたびの申入れでは、その回数制限について、答弁をよく聞いた上で再質問を行う際に、回数配分について考慮する必要があると、集中力が阻害される面が理由として挙げられているところでございます。

そのため、議会での申合せを変更した上で、一般質問の回数制限を撤廃してもらいたい旨、申入れがされているところでございます。

ただいま説明いたしました、一般質問における質問回数の制限の廃止を含め、一般質問の在り方について、御意見等ございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 会派のほうで少し話ししてみました。出た意見でありますけれども、まず、6 月定例会は厳しいのかなと。あまりにもちょっと時間がなさ過ぎるなというところがあります。

その理由ですね、やっぱりこの回数制限をなくすことによって、メリット・デメリットがあると思うんですね。メリットとしたら、質問の回数を気にしなくてよくなるのかなというものもありますし、デメリットとして、確実に 1 人当たりの質問時間が長くなる。やっぱり交代とかありますし、そういうのを含めると長くなるのではないかなという。

持ち時間のことも含め、今、3 月が 60 分、それ以外が代表質問が 60 分、その他は 30 分となっていますけれども、各持ち時間のことも含め、今後の検討の課題としたらよいのではないかと考えます。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

この場で申し上げますが、1 人会派の議員の方からも御意見を頂戴しております。

一部の議員からではありますが、回数制限の撤廃をしてもらいたい旨の意見もありましたが、今後、長期といいますか、時期を見ながら、もう少し協議をしてもらいたいという御意見がありました。結果的に、今回撤廃ということでなく、撤廃も含めて協議を続けてもらいたいという御意見でございましたことを報告いたします。

ほかにも御意見ございませんか。

山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。

私の会派でも、話はさせていただきました。回数制限撤廃をする旨の方向であるということは問題はないと思うんですが、この場で決めるというのは、いささかちょっと性急過ぎるのかなと。まだ議論を尽くしていない部分もあります。先ほど藤川委員が言ったようなデメリット・メリットの部分もありますし、出た話では、回数がなくなるのであれば、それに合わせて時間の部分の見直しを図る必要があるのではないかなというところに結論が至っております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

他に意見はございませんか。

細川委員。

○細川委員 私たちの会派の代表が、ちょっと議会運営委員長でいらっしゃいますので、同じ会派として、会派で話したことを申し述べさせていただきます。

まず、第1に、もう少し時間をかけて、やっぱり調査研究したらどうかというのが結論です。一般質問の在り方について、本会議場での、ほかにも様々な課題もあるかもしれないし、かといって今すぐに決めるのはなかなか時間的にもゆとりがない。であれば、例えばの話ですが、議会のあり方調査研究特別委員会とか、そういった、しっかりと議論・研究できるような委員会にお願いをするとか、時間をかけてしっかりやったほうがいいのではないかなという意見でございます。

ちなみに、これは会派の話合いが終わってから、細川情報なんですけれども、質問回数の撤廃をしていたところも、また、回数制限ありになっている議会もあるようです。ですから、メリット・デメリット、さっきから出てますが、いろんなケースがあると思いますので、慎重に調査をしていったほうがいいと思います。これが私たちの会派の意見です。

○西村委員長 ありがとうございます。

小田上委員。

○小田上委員 会派としての意見は、先ほど代表である山代委員に言っていただきましたので、回数制限に関して、なくなるというのは、想像するとすごく個人的にはありがたいなと思うところで、前向きに取りかかりたいなと、検討していきたいなと思うんですけど、では、そこをどの委員会が所掌するのかっていうところは、慎重にならないといけないかなと思います。それぞれ特別委員会等も課題を持って進めているところだと思いますので、もう直接議会の運営に関わることであれば、この議会運営委員会でするのかなという気がしたりしておりますので、そこら辺の整理をまたお願いすると、メリット・デメリットありますんで、時間的なところ、回数的なところ、それ以外の運営のところ、例えば、言い始めると、モニターを使いたいとか、いろいろそういうものも出てこようと思いますので、全体的に精査するような場ができればいいなというふうに思っております。

ただ、時期が、今からすぐというのは早いかなと思いますので、精査していく時間が必要だと思います。

以上です。

○西村委員長　ありがとうございます。

他にございませんか。

副委員長。

○日域委員　私のほうは申入れをした側なんですけれども、一般質問というのは、多分法律の定めはないんですよね。あれは議長の権限でやってるので。

ある意味、議会の魅力を高めるとかいろんなことを掲げて、いろんな話合いとかされてますけれども、やっぱり一般質問というのは議会の華といいますか、そういう部分なんだと思いますけれども、時間のこともありますけどね。実際、与えられた時間をなかなか目いっぱい使うって難しいのと、それは1つは回数制限のせいもあるんだと思いますけれどもね。

今回、幅広く、幅広くというか、あれは県内かな、事務局で調べていただいたのは。人数の多い議会はやっぱ物理的な制約があって、なかなか、みんなが手を挙げてもできないんですよね。だから何かとどんどん制約があって、それが回数だったり、会派に質問の時間を与えてみたり、様々な制約をかけてますけれども、小さな議会、人数が少ないところは、ほとんど自由にやってるのではないかと思います。私もそれ、知りませんでしたからね。皆さん一緒かと思ったら、結構違うんですよね。

それは、他の町の議会の議事録を見たら分かりますよね。しょっちゅう出てきますからね、質疑と答弁が、ころころありますから、こんなのだって、それはある種の驚きでしたけど、大竹市議会で言えば、ちょっと古くて、経験があるメンバーは多くはないかもしれませんが、予算と決算の特別委員会がありますよね。昔はあれも回数だったんですよ。1回に、だから何ページの何款の何とかかんとかって、もうたくさんの質問をするんですけれども、質問するほうも大変だけど、答弁するほうも大変。それで、答弁漏れなんかも、いつもあるわけですよね。

それを、あるときに、10分間で回数なしですよね。それを3回するってやりましたよね。あれから、質問する側も答弁する側も、物すごく楽になったんです。

やっぱり、1人でいろんなことを考えながらやるっていうのは難しいところがあって、まず、このことを1個聞いておかないと、次の展開が2つに分かれる、3つに分かれるというときに、まず、ここを聞く、1つことをぽんと、これはAですか、Bですかって質問したいときに、たったそれだけで1回になりますからね。あんたどう判断してるんだろうとって、次はもう回数制限に引っかかるわけですよね。

だから、やっぱりそういう意味で、回数制限っていうのはないほうがいいだろうと。もちろんデメリットもあるかもしれませんが。それは、そのときに直せばいいのであって、しよせんは申合せ事項であって、一般質問というのは議長の裁量の範囲みたいですからね、ぜひ、議長のほうで考えてほしいなと思います。

それと、急に始めろとは言いませんけれども、試行っていうものもあってもいいのではないかなと。我々の経験で言うと、とにかく予算・決算特別委員会での出来事、あれが非常に近い体験ですよね。

議会の活性化のために役に立つと思いますので、よろしくお願いします。

○西村委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、それぞれの委員から御意見をいただきました。

委員長が判断をいたしますと、各委員会から御意見をいただいたところ、一般質問における回数の制限を含め、現在の申合せ事項を変更するという結論までには至りませんでした。

したがいまして、本件につきましては必要に応じ、引き続き議論していきたいと考えております。

なお、各会派は、本日のこの案をお持ち帰りいただき、改めてよく検討されて、引き続きまして、これを議会運営委員会に諮っていきたいと考えております。

以上であります。

以上で、本日予定いたしました日程は全て終了といたします。

なお、本日の協議・確認事項等については、各派の代表におかれまして、各会派所属の議員へ御周知をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

10時52分 閉会